

(特定研究開発等計画の認定)

第4条 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独で又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(中小企業者が第2条第1項第6号から第8号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行う特定研究開発等に関するものを含む。以下「特定研究開発等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その特定研究開発等計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、中小企業者が共同で特定研究開発等計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に届け出るものとする。

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標
- 二 特定研究開発等の内容及び実施期間
- 三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容
- 四 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定研究開発等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第1号から第3号までに掲げる事項が特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第2号に掲げる事項が遂行可能なものであること。
- 三 前項第3号及び第4号に掲げる事項が特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に資するものであること。

【要旨】

本条は、中小企業者が特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために特定研究開発等を行おうとする場合には、当該特定研究開発等に関する計画について経済産業大臣の認定を受けることができるものとし、その認定の手續や要件等について定めるものである。

【解説】

(第1項関係)

計画の作成主体について規定するものである。中小企業者が行う特定研究開発等については、個々の中小企業者が単独で行う場合のほか、複数の中小企業者の任意の集まりであるグループなど多様な形態で取組むことが考えられる。したがって、本項においては、計画の作成主体について定めるとともに、複数の中小企業者が共同で計画を申請する場合の代表者に関して規定している。

1. 共同での計画の申請(第1項柱書関係)

個々の中小企業者が単独で行うよりも、複数の中小企業者が協力し合い特定研究開発等に取り組むことがより円滑な特定研究開発等の進展に繋がることもあり、中小企業者の任意の集まりであるグループによって特定研究開発等に取り組む場合について、支援の対象とすることを明確に位置付けたものである。

2. 出資会社、合併等に関する計画の申請

個々の中小企業者が単独で行う、組合による共同事業として組合員全員で行う、複数の中小企業者が合併して行う、複数の中小企業者が共同出資により新たな法人を設立して行う等のいずれの組織形態で特定研究開発等に取り組むことが最適であるかは、その取り組もうとする特定研究開発等の内容により自ずと異なるものである。このため、当該特定研究開発等を効率的かつ効果的に実施することを支援するという観点からは、現在の組織形態に縛られ過ぎることなく、中小企業者が取り組みやすい組織形態で特定研究開発等に取り組むことを可能とすることが重要であると考えられる。したがって、本法では、中小企業者が特定研究開発等に取り組むために、新たに組合や連合会を設立する場合、合併する場合、出資して新たに会社を設立する場合には、これらが行う特定研究開発等に関するものを含めた計画申請を行うことを認めることとした。こうした内容を含む形で計画の認定を受けたときには、新たに設立された組合等である中小企業者として、再度、計画の申請や変更の申請を行うことは不要である。

3. 共同で計画を申請する際の代表者

中小企業者が共同で計画を申請する際には、代表者を定めることとしており、施行規則（経済産業省令）第1条第3項において代表者の数は1名と定めている。グループにおいて中核的な役割を果たす中小企業者であるこの代表者は、特定研究開発等の拠点となる施設を管轄している経済産業局長に、共同申請者の全員分の定款（法人である場合に限り。）と最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）、を添付するとともに、施行規則の様式第1による申請書1通を提出することとしている。

（第2項関係）

計画に記載すべき事項は、第2項各号に掲げるとおりである。これらは、当該特定研究開発等が、全体として、本法の施策目的に合致した内容を具備し、その適切かつ確実な遂行と本法の狙いに合致した効果が期待されるか否かについて判断するのに必要十分と考えられるものである。

〔第1号関係〕

「特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標」とは、特定ものづくり基盤技術高度化指針に掲げられた特定研究開発等の内容に関する事項を踏まえ、当該特定研究開発等において高度化を達成しようとしている特定ものづくり基盤技術の区分及び当該技術の達成すべき水準等の具体的な目標に関することを記載するものである。

〔第2号関係〕

「特定研究開発等の内容」とは、第1号の特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標を達成するために必要な研究開発等の具体的な手段・手法や実施体制に関することを記載するものである。具体的には、当該特定研究開発等に参加する中小企業者の構成（単独、複数）に関すること、当該研究開発等に係る構成者間での役割分担に関すること、当該特定研究開発等を支援する大学等の機関に関すること、当該特定研究開発等を実施する場所に関することや、当該事業者の研究開発等に係る人材、物資、資金、情報等を確保・活用するための体制に関することなどを記載することとしている。

「特定研究開発等の実施期間」とは、第1号の特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究

開発等の目標を達成するために必要な研究開発等の具体的な実施期間に関することを記載するものである。具体的には、研究開発等を開始する期日、研究開発等の実施項目ごとに着手する期日、研究開発等の目標を達成する期日などを記載することとしている。

[第3号関係]

「特定研究開発等の協力者及びその協力の内容」とは、申請者以外の事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人等の協力者からの協力を得て、特定ものづくり基盤技術高度化指針に掲げられた研究開発課題を達成するための研究開発等を実施する場合には、協力者の名称及び住所、その代表者の氏名、協力者の協力内容に関することを記載するものである。具体的に「協力の内容に関すること」とは、協力者の協力の形態（共同して研究開発等を実施、助言等の間接的な支援）、協力者の協力の程度、協力者との役割分担（研究開発等における協力者が担当する作業）などを記載することとしている。

本法において、特定研究開発等の協力者及びその協力の内容に関する事項を定めることとしたのは、ユーザーサイドの事業者等が詳細な需要情報等を提供するなどの協力をする場合には、特定ものづくり基盤技術高度化指針において、当該特定ものづくり基盤技術の今後の方向性等を示すこととしており、ユーザーサイドの事業者等が詳細な情報提供を行う場合には、計画認定の要件である「指針との適合性（第4条第3項第1号）」を判断するのに有効であるためである。具体的には、申請者である中小企業者が研究開発等を実施するに当たって、こうした情報提供に関する支援などが得られれば、こうしたユーザーサイドの事業者等の需要をより適切に踏まえることが可能となり、指針で示されている方向性と整合的になる蓋然性が高まり、その後の事業化に結びつく確率も上昇するものと考えられ、より指針と適合した形で研究開発等の実施が行われるかどうかを判断することを可能とする。また、大学や事業者等が研究開発を共同で行う場合には、当該規定を設けることが、計画認定の要件である「特定研究開発等の適切かつ確実な遂行可能性（第4条第3項第3号）」を判断することに資するものであるためである。具体的には、申請者である中小企業者が特定研究開発等を実施するに当たって、当該特定研究開発等を共同で行うなどの協力が得られれば、大学や事業者等が有する外部の経営資源（人材、物資、資金、情報等）を自社の経営資源と有機的に結びつけることにより、より効率的かつ効果的な経営資源の確保・活用が図られると考えられ、適切かつ確実な研究開発等の遂行可能性を判断することを可能とする。

[第4号関係]

「特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及び調達方法」とは、時期別の調達金額の合計、時期別の補助金等、政府系金融機関、民間金融機関別の借入れ金額及び自己資金の区分毎の資金額、主要な用途別（人件費、設備投資費、原材料費等）の資金の額などを記載するものである。

(第3項関係)

[第1号関係]

本号では、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標、内容及び実施期間や、特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人などの協力者がある場合には、当該協力者とその協力内容が、特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らしてそれぞれ適切であることを要求するものである。特定研究開発等の実施に協力する事業者や大学等の協力者がある場合には、当該協力者とその協力内容について、特定ものづくり基盤技術高度化指針との適合性を要件としているのは、特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、川下発注企業のニーズを十分に反映させた研究開発

が重要であることにかんがみて、そうした川下発注企業などの協力者の協力を得ることが、特定研究開発等の実効性を高めるものであるときには、それを評価することを明記したものである。

[第2号関係]

本号では、特定研究開発等の内容及び実施期間が遂行可能なものであることを要求するものである。特定研究開発等の内容が、現在の企業規模や技術水準等では、到底実現の不可能なレベルのものであったり、特定研究開発等の実施期間が、目標の達成が絶対に見込めないような短期間に設定されることなどを排除するものである。

[第3号関係]

本号では、特定研究開発等の実施に協力する事業者や大学、独立行政法人等の協力者とその協力内容、特定研究開発等の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に資するものであることを要求するものである。特定研究開発等の実施に協力する事業者や大学などの協力者を得ることは必須の要件ではないが、特定研究開発等を実施するに当たって、当該協力者がある場合には、当該協力者の協力内容が当該特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に貢献するものであれば、そうした点も評価することを明記したものである。また、特定研究開発等の適切かつ確実な遂行には、当該特定研究開発等に必要な資金の額の適切な設定とその資金の調達方法がきちんと確保されている必要があるため、実際に必要となる資金より過少に資金額を設定したり、実現見込みの低い調達方法が採用されることなどを排除するものである。